

概 要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、38年間、石綿帯等に囲まれて溶接作業に従事したため、「左肺腺がん」を発症し、業務上疾病として認定を受けた。その後、被災者は、複数の医療機関を受診していたが、〇病院にて検査、受診したところ、「急性リンパ性白血病」と診断され、入院加療したが「肺炎」のため死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

当初受診した医療機関の医師から、アスベストが原因で肺がんの病気であると何度も説明を受けているため、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

被災者は、石綿ばく露作業に従事し、原発性肺がんを発病していたことは認められるが、死亡原因と原発性肺がんとの相当因果関係については、複数の医師の意見から、「急性リンパ性白血病」による「肺炎」であり、業務上疾病である原発性肺がんとの相当因果関係は認められないことから、業務上の事由によるものとは認められず、不支給処分とした。

4 審査官の判断

(1) 被災者は、石綿にさらされる作業に従事していたことが確認され、「石綿ばく露労働者」であったことが認められる。

(2) 業務上疾病である「原発性肺がん」と「急性リンパ性白血病」及び「肺炎」との関係について、主治医は「因果関係なし」とし、地方労災医員も「被災者の死亡原因は、急性リンパ性白血病及びそれに伴う肺炎、呼吸不全」と判断し、被災者の直接死因である「肺炎」と「原発性肺がん」との間に、医学的な因果関係は認められないとしている。

(3) 被災者に発症した「急性リンパ性白血病」と石綿との医学的な因果関係は認められない。

(4) 以上から、被災者の死亡は、業務上の事由による死亡とは認められないものである。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。